

松戸歯学部課程及び履修方法

- 1 課程の概要
 - 2 履修方法
 - 3 単位の基準
 - 4 授業
 - 5 成績評価方法について
 - 6 成績表示方法について
 - 7 進級及び卒業
 - 8 留年
 - 9 卒業要件
 - 10 在学期間の制限
 - 11 講義等における写真・動画撮影
及び録音等について
- 【履修系統図】
- 【別表：教育課程表】

松戸歯学部課程及び履修方法

1 課程の概要

本学部の歯科医学教育は、日本大学学則第1節で定められている「目的及び使命」の他、日本国民の歯科医療及び保健指導をつかさどり、公衆衛生の向上、増進に寄与するにふさわしい歯科医師を養成する目的をもっている。

目的を達成するために次に分類される学科目をおいている。

- ① 教養科目、② 外国語科目、③ 保健体育科目、④ 準備教育科目
- ⑤ 専門科目

(医療行動科学領域、基礎形態機能学領域、分子生物学領域、病態基礎医学領域、社会系歯科医学領域、臨床歯科医学領域、総合医学領域、歯科医学総合講義領域、臨床実習領域)

各学科目の学年配当は、別表「教育課程表」を参照すること。

2 履修方法

① 教養科目

(1) 1年次に履修すること。

(2) 「自主創造の基礎1」「自主創造の基礎2」は必修科目とする。

その他の科目については、2科目4単位以上を履修すること。

(3) 前学期及び後学期の指定日時までに履修登録をすること。

(4) 一度登録した履修登録を取消す場合は、授業開始後1か月以内に「登録抹消届」を教務課に届け出ること。登録抹消後に再度履修登録をすることは出来ないので注意すること。

② 必修科目

各学年に配当された学科目をすべて履修すること。

3 単位の基準

各学科目に対する課程を修了した者には、次の基準により当該学科目について所定の単位が与えられる。

1単位は、45時間の学修を必要とする内容で構成されており、次の基準で行われる授業の他、45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修が必要である。

- ①講義・演習 15時間から30時間までの授業（週当たり1時間から2時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。
- ②実験・実習 30時間から45時間までの授業（週当たり2時間から3時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。

※①～②の授業科目の組合せによって構成される学科目もある。

4 授業

- ① 授業は、課された全ての時間に参加することを原則とする。
- ② 正当な理由（「忌引き」、「公用欠席」、「病気」、その他やむを得ない理由）により欠席する（した）場合は、欠席事由解消後1週間以内に、当該学科目担当者に、理由を証明するに足る詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等、病気の場合：医師の診断書、交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添えて「欠席届」を提出すること。
- ③ 欠席事由が「忌引き」及び「公用欠席」の場合のみ、出席として取扱う。
- ④ 患者の個人情報保護、使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から、写真・動画撮影及び録音等は原則禁止とする。
ただし、担当教員から写真・動画撮影及び録音等を指示された場合は、この限りではない。自修に必要な資料がある場合は、必ず担当教員に申し出ること。

5 成績評価方法について

① 「歯科医学総合講義」

定期試験または追・再試験の結果を主とし、シラバス等に定める方法により採点される。

当該学年に配置された全学科目のうち、授業時間数の1/5以上を欠席した科目が1科目以上ある者の成績評価は0～60点とし、（60点を超す場合であっても60点とする）59点以下であった場合、再試験の受験資格は与えられない。

(1) 定期試験

ア 各学年の授業期間終了後に一定期間を定めて実施する。

イ 本学部が指定した義務（各学期の学納金の納付、各年度初めの定期健康診断の受診等）を完遂していないと受験できない。

ウ 「歯科医学総合講義4」の成績には、共用試験（C B T及びO S C E）の成績を充てる。

エ 合格基準はシラバス等に別に定める。

(2) 追試験

- ア 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- イ 受験対象者は、正当な理由（病気その他やむを得ない理由）により定期試験を受験できなかったと学部に認められた者とする。
- ウ 成績評価は0～79点とする。（79点を超す場合であっても79点とする）
- エ 追試験の受験を希望する者は、定期試験終了後1週間以内に正当な理由を証明するに足る詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等，病気の場合：医師の診断書，交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添付し「定期試験欠席理由書」及び「追試験受験願」を教務課に提出すること。受験資格の有無は審議の上，決定される。
- オ 原則として，追試験は，定期試験の追試験及び定期試験の再試験において実施しない。

(3) 再試験

- ア 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- イ 受験対象者は，定期試験の成績評価が合格基準に満たない者とする。ただし，当該学年に配置された全学科目のうち，授業時間数の1／5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は，再試験を受ける資格が与えられない。
- ウ 成績評価は0～60点とする。（60点を超す場合であっても60点とする）
- エ 再試験受験料は1,000円とする。（「歯科医学総合講義4」については共用試験（CBT及びOSCE）を充てるため，医療系大学間共用試験実施評価機構が指定する額を受験者が負担する。）
- オ 対象者は，掲示をもって指示された日時，方法により受験すること。

(4) 定期試験，追試験及び再試験受験上の注意

- ア 受験資格を有する者のみが受験することができる。
- イ 試験場においては，試験監督者の指示に従うこと。
- ウ 学生証は受験中机上等試験監督者が見やすい場所に提示しておくこと。万一所持していない場合には，教務課で仮受験票の交付を受けること。
- エ 試験開始後20分以上遅刻した者は，原則として受験できない。
- オ 受験者は，試験開始後20分間は退場できない。
- カ 試験中，他人との物品の貸借は認めない。
- キ 試験中の私語は認めない。
- ク 不正行為を行った者は，学則により厳重に処分する。

(5) 不正行為と認められる行為があった場合の処分

本学部は，不正行為と認められる行為があった場合，理由を問わず日本大学学則第76条・77条に従い，懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行う。

試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は，その懲戒の種類にかかわらず，原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・

ゼミナールを除く)の成績が無効となる。

また、懲戒処分が決定次第、学内に当該学生の所属、学年、学生番号、氏名、処分理由・内容等を掲示するとともに、学生本人及び保証人宛通知する。

② 「歯科医学総合講義」以外の学科目

(1) 定期試験によらず、平常試験及び実習評価等を主として、学業成績を査定する。平常試験は、定期試験期間以外の授業時間等に実施する。また、その日程等は、シラバス等により指示する。

(2) 学科目により、平常試験の追試験及び再試験を実施する場合がある。その場合の実施方法については歯科医学総合講義定期試験に準ずるが、以下の点が異なる。

ア 追試験及び再試験について、試験実施の有無及び成績評価方法は各学科目担当者の判断による。

イ 追試験について、平常試験欠席の正当な理由を証明するに足りる詳細な書類は当該学科目担当者に提出すること。

ウ 再試験について、受験料1,000円は徴収しない。

6 成績表示方法について

成績表記及び判定

各授業科目の学業成績の表記は、次のとおりとし、60点以上を合格とする。

100～90点	……	S
89～80点	……	A
79～70点	……	B
69～60点	……	C
59～0点	……	D

7 進級及び卒業

下記①～③の全ての条件を満たすこと。

① 教養科目（1年次のみ）

「自主創造の基礎1」「自主創造の基礎2」は必修科目とする。

その他の科目については、2科目4単位以上を修得すること。

② 「歯科医学総合講義」（1～6年次）

当該学年に配置の「歯科医学総合講義1～6」の各合格基準を満たしていること。
(各合格基準についてはシラバス等に別に定める)

③必修科目

次のすべての条件を満たすこと。

- (1) 当該学年における「全学科目平均点」が60点以上であること。

$\frac{\text{「全学科目平均点」}}{\text{小数点第1位を四捨五入}} = \frac{\text{(各学科目評価点} \times \text{単位数) の全履修学科目総和}}{\text{全履修学科目の単位数の総和}}$

※自主創造の基礎1，自主創造の基礎2，選択必修科目，歯科医学総合講義1～6は全学科目平均点の対象科目から除く。

- (2) 当該学年で履修した学科目のうち，合格した学科目数が全学科目数の2/3以上であること。ただし，5年次及び6年次は全学科目を合格しなければならない。
(3) 当該学年で履修した学科目のうちに，最終評価点が30点未満のものがないこと。

8 留年

- ① 上記「7 進級及び卒業」の要件を満たさない場合には留年とする。
② 留年した場合には，原級学年に配置されている全学科目を再履修しなければならない。ただし，1年次配置の「選択必修科目」については未履修の学科目を履修しても良い。

9 卒業要件

6年次までに課せられた全学科目に合格し，総計207単位以上を修得すること。
なお，卒業するには，「学士（歯学）」の学位が授与される。

10 在学期間の制限

- ① 同一学年に3年間を超えて在学することはできない。
② 各学年を通算して12年間を超えて在学することはできない。
③ 上記の制限には休学期間を含める。

11 講義等における写真・動画撮影及び録音等について

患者の個人情報保護，使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から，写真・動画撮影及び録音等は原則禁止とする。

ただし，担当教員から写真・動画撮影及び録音等を指示された場合は，この限りではない。自修に必要な資料がある場合は，必ず担当教員に申し出ること。

以 上

【別表：教育課程表】○印は実習を含む

1 教養科目（選択必修科目）

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
自主創造の基礎 1	2	*					
自主創造の基礎 2	2	*					
ドイツ文学	2	*					
比較文化論	2	*					
美学	2	*					
哲学	2	*					
倫理学	2	*					
心理学	2	*					
人類学	2	*					
法学	2	*					
社会学	2	*					
科学哲学	2	*					
スポーツの生理学・心理学	2	*					
生命の文化誌	2	*					

2 外国語科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
英語	8	*					
ドイツ語	3	*					

3 保健体育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
保健体育	2	*					

4 準備教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
○物理学	4	*					
○化学	4	*					
○生物学	4	*					
数学	4	*					

5 専門科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
医療行動科学領域							
医療行動科学1	1	*					
医療行動科学2	1	*					
医療行動科学3	1		*				
医療行動科学4	1		*				
医療行動科学5	1			*			
医療行動科学6	1			*			
医療行動科学7	1				*		
医療行動科学8	2				*		
医療行動科学9	1						*
基礎形態機能学領域							
○解剖学	7		*				
○歯の解剖学	2	*	*1				
○組織・発生学	7		*				
○生理学	5		*				

*1 2年次編入学生のみ(平成29年度編入学生より)

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
分子生物学領域							
○生化学	4		*				
○薬理学 1	2		*				
○薬理学 2	2			*			
病態基礎医学領域							
○細菌学	4		*				
○病理学 1	3		*				
○病理学 2	2			*			
社会系歯科医学領域							
○衛生・公衆衛生学	2			*			
○社会歯科学	1				*		
○医療統計学	1			*			
○予防歯科学	2			*			
臨床歯科医学領域							
○栄養学	1			*			
○歯科材料学 1	3		*				
○歯科材料学 2	1			*			
○放射線学 1	2		*				
○放射線学 2	2			*			
○歯科保存学 1	9			*			
○歯科保存学 2	2				*		
○歯科補綴学 1	9			*			
○歯科補綴学 2	3				*		
○口腔顎顔面外科学	7				*		
○歯科麻酔学	3				*		
○小児歯科学	3				*		
○歯科矯正学	3				*		
○障害者歯科学	2				*		
○高齢者歯科学	1				*		

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総合医学領域							
総合医学	12				*		
歯科医学総合講義領域							
歯科医学総合講義1	1	*					
歯科医学総合講義2	2		*				
歯科医学総合講義3	2			*			
歯科医学総合講義4	6				*		
歯科医学総合講義5	5					*	
歯科医学総合講義6	12						*
歯科医療の展開 課題別講義	4 3					*	*
臨床実習領域							
臨床実習	15					*	
課題別臨床実習	3						*

○印は実習を含む

各学年配当単位数

1年次	42単位※
2年次	41単位
3年次	35単位
4年次	46単位
5年次	24単位
6年次	19単位
合計	207単位

※1年次選択必修科目を最小限（4単位）

修得した場合。

日本大学学則抜粋

【グレード・ポイント・アベレージに関する申合せ抜粋】

日本大学学則抜粋

第1章 総則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大学組織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

(表省略・大学案内参照)

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日(10月4日)
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転学・転籍・休学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第21条 修業年限は、最低4年とし、在学年数は、8年を超えることができない。

2 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、最低6年とし、在学年数は、12年を超えることができない。

5 本大学に編入学した者については、別に定める規定による。

第22条 他の大学から本大学学部に転学又は本大学内における転部科を願い出た者については、別に定める規定によって許可することがある。

第 23 条 本大学に編入学，転学又は本大学内において転部科，若しくは転籍した者は，その学部に 2 年以上在学しなければ卒業することができない。ただし，第 21 条第 4 項の規定に該当する場合はこの限りではない。

第 24 条 本大学の通学課程と通信教育課程との間には，事情により選考の上，同一学部間の異動のみ，相互の転籍を許可することがある。この場合既に修得した授業科目は，転籍した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

第 25 条 病気その他やむを得ない事由により，引き続き 3 か月以上出席することのできない者は，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で願い出て，その許可を得て原則として入学年度を除き，休学することができる。ただし，入学年度の後学期については，修学困難な事由の場合は認めることがある。

2 休学期間は 1 年以内とし，なお，休学を要する者は，許可を得て更に 1 年以内の休学ができる。

第 26 条 休学者は，学期の始めでなければ復学することができない。

第 27 条 休学期間は，修業年数に算入しない。

第 27 条の 2 本大学が教育上有益と認めたときは，休学することなく，外国の大学に留学することを許可することがある。

2 留学の期間は，修業年数に算入する。

3 留学に関する事項は，別に定める。

第 28 条 病気その他やむをえない事由のため，退学しようとする者は，その事実を証明する書類を添え，保証人連署で所属の学部長に退学願を提出して，許可を受けなければならない。

第 29 条 正当な理由で退学した者が，当該学部に再入学を志望したときは，選考の上許可することがある。この場合には，既修授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

第 30 条 故なくして 3 か月以上学費の納付を怠った者は，これを除籍することができる。

第 31 条 故なくして欠席が長期にわたる者は，これを除籍することができる。

第 7 節 履 修 規 定

第 32 条 各授業科目の単位数は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。ただし，医学部の授業科目の一部は，単位制によらず時間制を採るものとする。

① 講義及び演習については，15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

② 実験，実習及び実技については，30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし，芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

③ 講義，演習，実験，実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については，その組み合わせに応じ，前 2 号に規定する基準を考慮して学

部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

- 2 試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行い、追試験は、やむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行い、再試験は受験の結果不合格となった者のためにこれを行う。

- 3 追試験及び再試験は当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C及びDの5種をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは59点以下とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

- 2 成績評価を係数化する必要のある場合は、S、A、B、C及びDをそれぞれ4、3、2、1及び0に換算する。なお、係数化についての事項は別に定める。

【グレード・ポイント・アベレージに関する申合せ抜粋参照】

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。【松戸歯学部 課程及び履修方法参照】

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。

- 4 学生が許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 7 学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍

する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第21条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

松戸歯学部 歯学

(当該学部のみ記入他は省略)

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表1の定めるところにより納付するものとする。

(入学試験要項参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 試験料・論文審査料・その他各種の手数料等については別表2の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学した学生に対しては、休学期間中の授業料を減免することができる。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別にこれを定める。

第14節 賞罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別にこれを定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③正当の理由がなくて出席常でない者
- ④大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average = GPA) に関する申合せ【抜粋】

1 目 的

厳格な成績評価, 綿密な履修指導による卒業生の質の保証等のために GPA 制度を導入する。

2 成績評価基準

		素 点	評価	係数	内 容	成績表示
判 定	合 格	100～90 点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89～80 点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79～70 点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69～60 点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
	不 合 格	59 点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
無 判 定		—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
		—	P	—	履修登録後, 所定の中止手続きを取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※ 成績評価は成績表の素点から導き出されるが, 履修登録したが成績を示さなかった場合, 成績表に素点は記載されず, 成績評価は E となり, 該当する係数は 0 となる。

※ 成績証明書では合格した授業科目の成績 (S, A, B 及び C) 及び認定科目 (N) のみを表示する。

3 計算式(算出方法)

- ① 授業科目担当教員から提出された成績表の素点から評価を導き出し, その評価に該当する係数に各授業科目の単位数を掛けたものがポイント数となり, ポイント数の総計を総履修単位数 (D, E の単位数も含める) で除したものが GPA となる。GPA は小数点以下第 3 位を四捨五入し, 小数点以下第 2 位までを有効とする。

なお, P (履修中止), N (認定科目) は GPA に算入しない。

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修単位数(D, E の単位数も含める)}}$$

- ② GPA 算出の対象科目は, 学科の課程修了に係る授業科目 (卒業論文・卒業研究・卒業制作を含む) とする。
- ③ GPA は, 当該年度の学期 (学期の GPA) 及び年間 (年間の GPA) 並びに入学時からの累積 (累積の GPA) とする。
- ④ 通年科目は, 学期の GPA 算出の際には後学期の GPA に算入する。
- ⑤ 授業科目を再履修した場合, 累積の GPA 算出の際には最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし, 以前の成績及び単位数は算入しない。

以 上